

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号

発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目 次		
告 示		ページ
○議決を経た予算の要領	(財 政 課)	1
○高知県私立学校審議会委員の任命	(私学・大学 支援課)	45
◎告示（私立学校審議会の委員の定数） の廃止	(")	45
○遊漁規則の一部変更の認可	(漁業管理課)	45
○道路の供用開始	(道 路 課)	45
公 告		
○土地改良区の役員の就退任（4件）	(耕 地 課)	46
○土地改良区の定款変更の認可	(")	47
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	47
高知県教育委員会規則		
◎へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則		47
高知県人事委員会規則		
◎職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	〈4・26揭示〉	47
◎特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	〈" 〉	47
高知県人事委員会公告		
○高知県職員採用上級試験の実施		47
○高知県警察官A男性及び高知県警察官A女性採用試験の実施		48
高知県労働委員会告示		
○あっせん員候補者の氏名等		50

告 示

高知県告示第407号
平成18年2月高知県議会定例会において議決を経た予算の要領は、次のとおりである。
平成18年5月12日
高知県知事 橋本 大二郎

平成18年度高知県一般会計予算

平成18年度高知県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ430,063,654千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、90,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 第14款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

（単位千円）

款	項	金 額	款	項	金 額
1 県 税		55,827,644	3 地 方 譲 与 税	1 地 方 消 費 税 清 算 金	15,612,708
	1 県 民 税	14,834,377			16,297,000
	2 事 業 税	13,214,379		1 所 得 譲 与 税	13,460,000
	3 地 方 消 費 税	6,755,065		2 地 方 道 路 譲 与 税	2,643,000
	4 不 動 産 取 得 税	1,653,386		3 石 油 ガ ス 譲 与 税	186,000
	5 県 た ば こ 税	1,625,494		4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	8,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	304,613	4 地 方 特 例 交 付 金		369,527
	7 自 動 車 税	9,285,826		1 地 方 特 例 交 付 金	369,527
	8 鉦 区 税	10,545	5 地 方 交 付 税		169,500,000
	9 自 動 車 取 得 税	1,986,558		1 地 方 交 付 税	169,500,000
	10 軽 油 引 取 税	6,086,137	6 交 通 安 全 対 策 特 別 金 交 付		350,000
	11 狩 猟 税	70,598		1 交 通 安 全 対 策 特 別 金 交 付	350,000
	12 旧 法 に よ る 税	666	7 分 担 金 及 び 負 担 金		4,058,239
2 地 方 消 費 税 清 算 金		15,612,708		1 分 担 金	159,735

款	項	金 額	款	項	金 額
	2 負 担 金	3,898,504		5 収 益 事 業 収 入	3,617,260
8 使用料及び手数料		6,341,794		6 受 託 事 業 収 入	1,113,335
	1 使 用 料	4,881,149		7 利 子 割 精 算 金 収 入	12,700
	2 手 数 料	1,460,645		8 雑 入	7,287,305
9 国 庫 支 出 金		57,038,667	15 県 債		60,490,000
	1 国 庫 負 担 金	22,620,404		1 県 債	60,490,000
	2 国 庫 補 助 金	33,640,166	歳 入 合 計		430,063,654
	3 委 託 金	778,097			
10 財 産 収 入		1,285,329			
	1 財 産 運 用 収 入	931,072			
	2 財 産 売 払 収 入	354,257			
11 寄 附 金		6,180			
	1 寄 附 金	6,180			
12 繰 入 金		11,629,079			
	1 特 別 会 計 繰 入 金	1,270,115			
	2 基 金 繰 入 金	10,358,964			
13 繰 越 金		10			
	1 繰 越 金	10			
14 諸 収 入		31,257,477			
	1 延 滞 金、加 算 金 料 及 び 過 金 料	298,030			
	2 県 預 金 利 子	2,193			
	3 公 営 企 業 貸 付 金 入 元 利 収 入	3,165,154			
	4 貸 付 金 元 利 収 入	15,761,500			

歳 出			(単位千円)		
款	項	金 額	款	項	金 額
1 議 会 費		1,113,895		1 商 工 費	4,019,575
	1 議 会 費	1,113,895		2 観 光 費	733,892
2 総 務 費		13,317,450		3 労 働 費	762,407
	1 総 務 費	11,509,787		4 労 働 委 員 会 費	104,312
	2 危 機 管 理 費	985,777	7 科 学 技 術 振 興 費		2,721,690
	3 出 納 費	485,390		1 科 学 技 術 振 興 費	2,721,690
	4 人 事 委 員 会 費	148,050	8 農 林 水 産 業 費		32,591,782
	5 監 査 委 員 費	188,446		1 農 業 費	6,374,668
3 企 画 振 興 費		9,189,218		2 畜 産 業 費	1,529,838
	1 企 画 振 興 費	6,986,333		3 農 地 費	6,449,125
	2 選 挙 費	164,674		4 森 林 林 業 費	12,685,373
	3 情 報 化 推 進 費	2,038,211		5 水 産 業 費	5,552,778
4 健 康 福 祉 費		54,269,435	9 土 木 費		80,174,590
	1 健 康 福 祉 費	3,216,078		1 土 木 総 務 費	12,754,912
	2 健 康 費	24,187,142		2 河 川 費	6,697,915
	3 福 祉 費	26,826,306		3 砂 防 費	4,919,347
	4 遺 家 族 等 援 護 費	31,859		4 道 路 橋 梁 費	33,486,447
	5 災 害 救 助 費	8,050		5 都 市 計 画 費	8,312,642
5 文 化 環 境 費		3,473,114		6 建 築 費	1,993,186
	1 文 化 交 流 費	2,002,703		7 港 湾 空 港 費	12,010,141
	2 環 境 費	1,470,411	10 教 育 費		95,926,604
6 商 工 観 光 労 働 費		5,620,186		1 教 育 総 務 費	9,317,373

款	項	金 額	款	項	金 額
	2 児 童 費	2,058,684		7 地 方 消 費 税 交 付 金	7,826,250
	3 学 校 費	78,254,490		8 ゴ ル フ 場 利 用 税 金 交 付	213,230
	4 生 涯 学 習 費	721,525		9 特 別 地 方 消 費 税 金 交 付	751
	5 ス ポ ー ツ 費	522,804		10 自 動 車 取 得 税 金 交 付	1,321,062
	6 大 学 費	1,744,941		11 利 子 割 精 算 金	164
	7 私 学 等 振 興 費	3,306,787		12 雑 支 出	707,692
11 警 察 費		21,976,866	15 予 備 費		70,000
	1 警 察 総 務 費	20,196,192		1 予 備 費	70,000
	2 警 察 活 動 費	1,780,674	歳 出 合 計		430,063,654
12 災 害 復 旧 費		4,188,073			
	1 農 林 施 設 災 害 費 復 旧	1,091,856			
	2 水 産 施 設 災 害 費 復 旧	53,820			
	3 土 木 施 設 災 害 費 復 旧	3,027,397			
	4 県 有 施 設 等 災 害 費 復 旧	15,000			
13 公 債 費		80,865,964			
	1 公 債 費	80,865,964			
14 諸 支 出 金		24,564,787			
	1 基 金	794,832			
	2 公 営 企 業 支 出 金	6,333,490			
	3 地 方 消 費 税 清 算 金	6,665,701			
	4 利 子 割 交 付 金	340,381			
	5 配 当 割 交 付 金	195,991			
	6 株 式 等 譲 渡 所 得 割 金 交 付	165,243			

第2表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
議 会 史 編 さん 委 託 料	平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで	2,765
アウトソーシング推進関連職員健康診断等委託料	平成18年4月1日から 平成21年3月31日まで	70,748
外 国 雑 誌 購 入 費 (高知女子大学)	平成18年4月1日から 平成19年12月31日まで	5,629
外 国 雑 誌 購 入 費 (高知短期大学)	平成18年4月1日から 平成19年12月31日まで	357
啓 発 用 広 告 塔 制 作 等 委 託 料	平成18年4月1日から 平成19年4月30日まで	5,500
池 公 園 管 理 運 営 委 託 料	平成18年4月1日から 平成21年3月31日まで	12,409
新 情 報 ハ イ ウ ェ イ 通 信 回 線 等 の 使 用 料	平成18年4月1日から 平成22年3月31日まで	1,378,188
保 健 師、 助 産 師、 看 護 師 等 養 成 奨 学 貸 付	平成18年4月1日から 平成22年3月31日まで	20,628
ふ く し 交 流 プ ラ ザ 管 理 運 営 委 託 料	平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで	145,741
盲 ろ う 福 祉 会 館 運 営 委 託 料	平成18年4月1日から 平成21年3月31日まで	18,564
財団法人高知県魚さい加工公社の事業資金融資損失補償	平成18年8月1日から 平成19年7月31日まで	財団法人高知県魚さい加工公社が金融機関から融資を受ける額（当座借越限度額70,000千円、年利率1.625パーセント以内）のうち、約定に定めるところにより、金融機関に即時支払をしなければならない日において支払うことができなかった元本及び利息並びにその翌日から補償履行の日までの損害金（年利率14.0パーセント以内）に相当する金額の2分の1の額についての損失補償

事 項	期 間	限 度 額
頑 張 る 企 業 総 合 支 援 資 金 の 利 子 補 給	平成18年4月1日から 平成22年3月31日まで	融資額450,000千円以内の年利率2.0パーセント以内の額
中 小 企 業 制 度 金 融 貸 付 金 の 保 証 料 補 給	平成17年4月1日から 平成35年3月31日まで	融資額27,500,000千円以内の年信用保証料率2.1パーセント以内の額
財団法人高知県産業振興センターが行う設備貸与事業 の損失補償	平成18年4月1日から 平成27年3月31日まで	財団法人高知県産業振興センターが中小企業金融公庫から融資を受ける額のうち、各事業年度終了後3箇月間経過 しても、なお設備貸与を受けた者から弁済を受けることができなかった元本の90パーセント（リースの場合は100 パーセント）に相当する額の損失補償 支払補償限度額 237,500
水 産 試 験 場 庁 舎 等 警 備 委 託 料	平成18年4月1日から 平成23年3月31日まで	3,680
農 業 近 代 化 資 金 の 利 子 補 給	平成18年4月1日から 平成39年3月31日まで	融資額3,000,000千円以内の年利率1.25パーセント以内の額
中 山 間 地 域 活 性 化 資 金 の 利 子 補 給	平成18年4月1日から 平成45年3月31日まで	融資額100,000千円以内の年利率2.4パーセント以内の額
農 業 経 営 負 担 軽 減 支 援 資 金 の 利 子 補 給	平成18年4月1日から 平成35年3月31日まで	融資額300,000千円以内の年利率1.25パーセント以内の額
園 芸 産 地 リ フ レ ッ シ ュ 資 金 の 利 子 補 給	平成18年4月1日から 平成34年3月31日まで	融資額600,000千円以内の年利率0.5パーセント以内の額
農 林 業 災 害 対 策 資 金 の 利 子 補 給 補 助	平成18年4月1日から 平成27年3月31日まで	融資額160,000千円以内の年利率2.25パーセントの2分の1以内の額
農 業 経 営 基 盤 強 化 資 金 の 利 子 補 給 補 助	平成18年4月1日から 平成45年3月31日まで	融資額500,000千円以内の年利率0.235パーセント以内の額
農 業 経 営 改 善 促 進 資 金 の 利 子 補 給	平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで	融資額300,000千円以内の年利率1.65パーセント以内の額

事 項	期 間	限 度 額
財団法人高知県農業公社の農地保有合理化促進事業資金融資損失補償	平成18年4月1日から平成25年3月31日まで	財団法人高知県農業公社が社団法人全国農地保有合理化協会から融資を受ける額（融資限度額35,000千円、5年間無利子）のうち、元本最終償還期限到来後10箇月の期間満了の日（以下「損失確定日」という。）において弁済することができなかった元本、延滞金（年利率10.95パーセント）及び違約金の合計額に相当する金額並びに損失確定日の翌日から補償履行の日までの延滞利息（年利率10.95パーセント）に相当する金額についての損失補償
社団法人高知県森林整備公社が融資を受ける事業資金の損失補償	平成18年4月1日から平成19年6月30日まで	社団法人高知県森林整備公社が金融機関から融資を受ける額（融資限度額1,302,000千円、償還1年以内、年利率5.0パーセント以内）のうち、約定償還期限到来の日において弁済することができなかった元本及び利息並びに約定償還期限到来の日の翌日から補償履行の日までの遅延利息（年利率12.0パーセント以内）に相当する金額についての損失補償
社団法人高知県森林整備公社が融資を受ける事業資金の損失補償	平成18年4月1日から平成34年3月31日まで	社団法人高知県森林整備公社が金融機関から融資を受ける額（融資限度額30,874千円、据置3年以内、償還15年以内、年利率5.0パーセント以内又は変動金利）のうち、約定償還期限到来の日において弁済することができなかった元本及び利息並びに約定償還期限到来の日の翌日から補償履行の日までの遅延利息（年利率14.0パーセント以内）に相当する金額についての損失補償
社団法人高知県森林整備公社の造林資金融資損失補償	平成18年4月1日から平成74年9月30日まで	社団法人高知県森林整備公社が農林漁業金融公庫から融資を受ける額（融資限度額2,854,607千円、据置35年以内、償還55年以内、年利率5.0パーセント以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率））のうち、元本最終償還期限到来後10箇月の期間満了の日（以下「損失確定日」という。）において弁済することができなかった元利金合計額及び遅延損害金に相当する金額並びに損失確定日の翌日から補償履行の日までの遅延利息（年利率11.0パーセント）に相当する金額についての損失補償
漁 業 近 代 化 資 金 の 利 子 補 給	平成18年4月1日から平成39年3月31日まで	融資額800,000千円以内の年利率1.25パーセント以内の額
漁 業 経 営 維 持 安 定 資 金 の 利 子 補 給	平成18年4月1日から平成29年3月31日まで	融資額600,000千円以内の年利率1.25パーセント以内の額
県西南部豪雨漁業災害対策特別資金の利子補給補助	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで	融資額95,600千円以内の年利率1.17パーセント以内の額
沿 岸 漁 業 等 経 営 育 成 資 金 の 利 子 補 給	平成18年4月1日から平成20年3月31日まで	融資額264,748千円以内の年利率0.6パーセント以内の額
漁 業 災 害 対 策 資 金 の 利 子 補 給 補 助	平成18年4月1日から平成26年3月31日まで	融資額300,000千円以内の年利率2.25パーセントの2分の1以内の額
漁 業 経 営 再 建 資 金 の 利 子 補 給	平成18年4月1日から平成32年3月31日まで	融資額500,000千円以内の年利率0.1パーセント以内の額

事 項	期 間	限 度 額
かつお・まぐろ漁業振興資金の利子補給	平成18年4月1日から 平成21年3月31日まで	融資額2,900,000千円以内の年利率1.0パーセント以内の額
漁業経営改善促進資金の利子補給	平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで	融資額95,000千円以内の年利率2.1パーセント以内の額
新規漁業就業者等支援資金の利子補給	平成18年4月1日から 平成24年3月31日まで	融資額3,000千円以内の年利率2.2パーセント以内の額
漁業後継者資金の利子補給	平成18年4月1日から 平成34年3月31日まで	融資額50,000千円以内の年利率1.1パーセント以内の額
新規漁業就業者等貸付金の保証料補給	平成18年4月1日から 平成34年3月31日まで	融資額53,000千円以内の年信用保証料率0.98パーセント以内の額
栽培漁業センター庁舎警備委託料	平成18年4月1日から 平成23年3月31日まで	1,820
アウトソーシング推進関連種苗生産委託料	平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで	7,445
高知県道路公社の借入金に対する債務保証	平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで	高知県道路公社が高知桂浜道路の建設に要した費用の償還等に係る資金として平成18年度に金融機関から借り入れる1,480,000千円以内及び当該借入期間中の利息（年利率5.0パーセント以内）に相当する金額の合計額
国道321号道路改築事業費 (以布利トンネル)	平成18年4月1日から 平成21年3月31日まで	1,900,000
国道194号道路特殊改良事業費 (休場口橋)	平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで	220,000
県道伊野仁淀線地方道路交付金事業費 (下の谷橋)	平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで	160,000

事 項	期 間	限 度 額
住 宅 宅 地 関 連 公 共 施 設 整 備 促 進 事 業 費 (新堀通り橋)	平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで	150,000
過 疎 地 域 下 水 道 建 設 代 行 事 業 費 (梶原浄化センター)	平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで	68,400
県 営 住 宅 介 良 団 地 整 備 事 業 費	平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで	569,559
社団法人高知県森林整備公社の教育の森造林資金融資 損失補償	平成18年4月1日から 平成19年6月30日まで	社団法人高知県森林整備公社が金融機関から融資を受ける額（融資限度額12,000千円、償還1年以内、年利率5.0パーセント以内）のうち、約定償還期限到来の日において弁済することができなかった元本及び利息並びに約定償還期限到来の日の翌日から補償履行の日までの遅延利息（年利率12.0パーセント以内）に相当する金額についての損失補償
社団法人高知県森林整備公社の教育の森造林資金融資 損失補償	平成18年4月1日から 平成74年9月30日まで	社団法人高知県森林整備公社が農林漁業金融公庫から融資を受ける額（融資限度額546,831千円、据置35年以内、償還55年以内、年利率5.0パーセント以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率））のうち、元本最終償還期限到来後10箇月の期間満了の日（以下「損失確定日」という。）において弁済することができなかった元利金合計額及び遅延損害金に相当する金額並びに損失確定日の翌日から補償履行の日までの遅延利息（年利率11.0パーセント）に相当する金額についての損失補償
県立学校のコンピュータ用ソフトの使用料	平成19年3月1日から 平成22年2月28日まで	78,928
アウトソーシング推進関連職員健康診断等委託料	平成18年4月1日から 平成21年3月31日まで	6,500
警 察 共 済 組 合 職 員 住 宅 の 賃 借 料	平成18年4月1日から 平成35年3月31日まで	年賦金総額327,894千円及び建設期間中の経過利息並びに公租公課及び損害保険料の実額
通 信 指 令 シ ス テ ム 機 器 賃 借 料	平成18年4月1日から 平成24年3月31日まで	960,660

第3表 地方債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
職 員 退 職 手 当	700,000	1 借 入 方 法 普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行 2 借 入 先 政 府 資 金 そ の 他	% 5.0以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び公営企業金融 公庫資金について、利 率の見直しを行った後 においては、当該見直 し後の利率)	1 平成19年度から平成48年度までの30箇年以内において、半年賦元 利均等償還又は半年賦元金均等償還等とする。ただし、政府資金か ら借り入れる場合は、その資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期限を短縮し、若し くは借換えをすることができる。
庁 舎 整 備 事 業 費	50,000			
地 域 総 合 整 備 資 金 貸 付 事 業 費	360,000			
老 人 福 祉 施 設 等 整 備 事 業 費	578,000			
県 民 文 化 ホ ー ル 改 修 事 業 費	175,000			
女 性 相 談 所 等 整 備 事 業 費	5,000			
耕 地 事 業 費	1,746,000			
林 道 事 業 費	767,000			
治 山 事 業 費	1,988,000			
漁 港 事 業 費	1,032,000			
河 川 海 岸 事 業 費	2,457,000			
砂 防 事 業 費	2,219,000			
道 路 橋 梁 事 業 費	9,927,000			
日本高速道路保有・債務返済機構出資金	838,000			
都 市 計 画 事 業 費	1,989,000			
公 営 住 宅 建 設 事 業 費	386,000			
港 湾 空 港 事 業 費	636,000			
高 等 学 校 等 施 設 整 備 事 業 費	189,000			
警 察 施 設 整 備 事 業 費	171,000			
交 通 安 全 施 設 整 備 事 業 費	204,000			
公 共 土 木 施 設 等 災 害 復 旧 事 業 費	979,000			
国 直 轄 事 業 費 負 担 金	10,429,000			
住 民 税 等 減 税 補 て ん 債	637,000			
臨 時 財 政 対 策 債	22,028,000			
計	60,490,000			

平成18年度高知県給与等集中管理特別会計予算

平成18年度高知県の給与等集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ121,909,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1 給 与 等 振 替 収 入		121,909,000	1 給 与 等 集 中 管 理 費		121,909,000
	1 給 与 等 振 替 収 入	121,909,000		1 給 与 等 集 中 管 理 費	121,909,000
歳 入 合 計		121,909,000	歳 出 合 計		121,909,000

平成18年度高知県旅費集中管理特別会計予算

平成18年度高知県の旅費集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,486,295千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1 旅 費 振 替 収 入		1,486,295	1 旅 費 集 中 管 理 費		1,486,295
	1 旅 費 振 替 収 入	1,486,295		1 旅 費 集 中 管 理 費	1,486,295
歳 入 合 計		1,486,295	歳 出 合 計		1,486,295

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1 災 害 救 助 基 金 収 入		60,206	1 災 害 救 助 費		60,206
	1 災 害 救 助 基 金 収 入	60,206		1 災 害 救 助 費	60,206
歳 入 合 計		60,206	歳 出 合 計		60,206

平成18年度高知県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成18年度高知県の母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ99,122千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1 母 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 収 入		99,122	1 母 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付		99,122
	1 貸 付 事 業 収 入	99,122		1 貸 付 事 業 費	99,122
歳 入 合 計		99,122	歳 出 合 計		99,122

第2表 債務負担行為 (単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
母 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付	平成18年4月1日から 平成24年3月31日まで	50,376

平成18年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算

平成18年度高知県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,886,249千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1 中小企業近代化資金 助成事業収入		1,886,249	1 中小企業近代化 資金		1,886,249
	1 設備導入資金助成 収入	753,529		1 設備導入資金	753,529
	2 高度化資金助成 収入	1,132,720		2 高度化資金	1,132,720
歳 入 合 計		1,886,249	歳 出 合 計		1,886,249

平成18年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算

平成18年度高知県の流通団地及び工業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,533,397千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、180,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1 流通団地及び工業 団地造成事業収入		3,533,397	1 流通団地及び工業 団地造成事業費		3,533,397
	1 流通団地造成事業 収入	3,066,859		1 流通団地造成 事業費	3,066,859
	2 工業団地造成事業 収入	466,538		2 工業団地造成 事業費	466,538
歳 入 合 計		3,533,397	歳 出 合 計		3,533,397

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	2,530,000	1 借入方法 普通貸借 2 借入先 民間資金	% 5.0以内	1 平成19年度から平成48年度までの30箇年以内において、半年賦元金均等償還等とする。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。

平成18年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算

平成18年度高知県の農業改良資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ849,564千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳入			歳出		
款	項	金額	款	項	金額
1 農業改良資金助成 事業収入		849,564	1 農業改良資金助成 事業費		849,564
	1 農業改良資金助成 事業収入	694,584		1 農業改良資金助成 事業費	694,584
	2 就農支援資金助成 事業収入	154,980		2 就農支援資金助成 事業費	154,980
歳入合計		849,564	歳出合計		849,564

第2表 債務負担行為

(単位千円)

事項	期間	限度額
農業改良資金の損失補償	平成18年4月1日から 平成34年3月31日まで	金融機関が融資した農業改良資金のうち、高知県農業信用基金協会が代位弁済を行い、かつ、求償権を償却した場合に、金融機関が高知県農業信用基金協会に拠出する額（求償権償却額の10パーセントに相当する額）の2分の1以内の額

平成18年度高知県県営林事業特別会計予算

平成18年度高知県の県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ289,091千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1 県 営 林 事 業 収 入		289,091	1 県 営 林 事 業 費		289,091
	1 県 営 林 事 業 収 入	289,091		1 県 営 林 事 業 費	289,091
歳 入 合 計		289,091	歳 出 合 計		289,091

第2表 地方債 (単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公 有 林 整 備 事 業 費	46,000	1 借 入 方 法 普 通 貸 借 2 借 入 先 農 林 漁 業 金 融 公 庫	% 5.0以内	1 平成19年度から平成68年度までの50箇年以内において、年賦元利均等償還又は年賦元金均等償還とする。 2 財政の都合により、起債額の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。

平成18年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算

平成18年度高知県の林業・木材産業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,067,158千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1 林業・木材産業改善資金助成事業収入		2,067,158	1 林業・木材産業改善資金助成事業費		2,067,158
	1 林業・木材産業改善資金助成事業収入	177,780		1 林業・木材産業改善資金助成事業費	177,780
	2 木材産業等高度化推進資金助成事業収入	1,889,378		2 木材産業等高度化推進資金助成事業費	1,889,378
歳 入 合 計		2,067,158	歳 出 合 計		2,067,158

第2表 地方債 (単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
木材産業等高度化推進資金助成事業費	472,250	1 借 入 方 法 普 通 貸 借 2 借 入 先 独 立 行 政 法 人 農 林 漁 業 信 用 基 金	% 1.0以内	独立行政法人農林漁業信用基金の融通条件による。

平成18年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

平成18年度高知県の沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ103,253千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金助成事業収入		103,253	1 沿岸漁業改善資金助成事業費		103,253
	1 沿岸漁業改善資金助成事業収入	103,253		1 沿岸漁業改善資金助成事業費	103,253
歳 入 合 計		103,253	歳 出 合 計		103,253

平成18年度高知県流域下水道事業特別会計予算

平成18年度高知県の流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,038,139千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

（単位千円）

歳 入			歳 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1 流域下水道事業入		1,038,139	1 流域下水道事業費		1,038,139
	1 流域下水道事業入	1,038,139		1 流域下水道事業費	1,038,139
歳 入 合 計		1,038,139	歳 出 合 計		1,038,139

第2表 地方債

（単位千円）

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流 域 下 水 道 事 業 費	111,000	1 借 入 方 法 普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行 2 借 入 先 政 府 資 金 そ の 他	% 5.0以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金及び 公営企業金融公庫 資金について、利 率の見直しを行っ た後においては、 当該見直し後の利 率)	1 平成19年度から平成48年度までの30箇年以内において、半年賦元利均 等償還又は半年賦元金均等償還等とする。ただし、政府資金から借り入 れる場合は、その資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期限を短縮し、若しくは 借換えをすることができる。

平成18年度高知県港湾整備事業特別会計予算

平成18年度高知県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ977,979千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

（単位千円）

歳 入			歳 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1 港 湾 整 備 事 業 収 入		977,979	1 港 湾 整 備 事 業 費		977,979
	1 港 湾 整 備 事 業 収 入	977,979		1 港 湾 整 備 事 業 費	977,979
歳 入 合 計		977,979	歳 出 合 計		977,979

第2表 地 方 債

（単位千円）

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
港 湾 整 備 事 業 費	54,000	1 借 入 方 法 普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行 2 借 入 先 政 府 資 金 そ の 他	% 5.0以内 （ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金及び 公営企業金融公庫 資金について、利 率の見直しを行っ た後においては、 当該見直し後の利 率）	1 平成19年度から平成48年度までの30箇年以内において、半年賦元利均 等償還又は半年賦元金均等償還等とする。ただし、政府資金から借り入 れる場合は、その資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期限を短縮し、若しくは 借換えをすることができる。

平成18年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算

平成18年度高知県の高等学校等奨学金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ386,862千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1 高等学校等奨学金貸付事業収入		386,862	1 高等学校等奨学金貸付		386,862
	1 貸付事業収入	386,862		1 貸付事業費	386,862
歳 入 合 計		386,862	歳 出 合 計		386,862

第2表 債務負担行為 (単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
高等学校等奨学金貸付	平成18年4月1日から 平成23年3月31日まで	333,132

平成18年度高知県電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成18年度高知県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 水力供給電力量 173,410,000キロワット時
- (2) 風力供給電力量 4,836,600キロワット時

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入					
第1款	電 気 事 業	収 益			1,493,852千円
第1項	営 業	収 益			1,430,918千円
第2項	財 務	収 益			46,874千円
第3項	営 業 外	収 益			1,560千円
第4項	特 別	利 益			14,500千円
支 出					
第1款	電 気 事 業	費 用			1,421,179千円
第1項	営 業	費 用			1,311,127千円
第2項	財 務	費 用			41,224千円
第3項	営 業 外	費 用			44,828千円
第4項	特 別	損 失			21,000千円
第5項	予 備	費			3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額456,064千円は、減債等積立金95,184千円、中小水力発電開発改良積立金351,468千円、消費

税及び地方消費税資本的収支調整額8,412千円及び損益勘定留保資金1,000千円で補てんするものとする。）。

		収 入		
第1款	資本的	収 入		7,990千円
第1項	貸付金償還受入金			7,990千円
		支 出		
第1款	資本的	支 出		464,054千円
第1項	建設改良費			367,870千円
第2項	企業債償還金			95,184千円
第3項	予備費			1,000千円

（継続費）

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

（単位千円）

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	吉野発電所水車羽根等改良製作工事	231,674	平成18年度 平成19年度	92,670 139,004

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と財務費用と営業外費用との間

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 473,916千円
- (2) 交際費 100千円

（たな卸資産購入限度額）

第8条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

平成18年度高知県工業用水道事業会計予算

（総則）

第1条 平成18年度高知県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水量
一日平均給水量 30,160立方メートル
年間総給水量 11,008,400立方メートル
- (2) 給水先事業所数 58社

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入		
第1款	工業用水道事業	収 益		190,488千円
第1項	営業	収 益		185,050千円
第2項	営業外	収 益		4,438千円
第3項	特別	利 益		1,000千円
		支 出		

第1款	工 業 用 水 道 事 業 費 用	149,684千円
第1項	営 業 費 用	135,369千円
第2項	営 業 外 費 用	11,315千円
第3項	特 別 損 失	2,000千円
第4項	予 備 費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額47,500千円は、建設改良積立金36,228千円、減債等積立金2,282千円及び損益勘定留保資金8,990千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資 本 的 収 入	347,145千円
第1項	借 入 金	347,144千円
第2項	雑 収 入	1千円
支 出		
第1款	資 本 的 支 出	394,645千円
第1項	建 設 改 良 費	211,498千円
第2項	企 業 債 償 還 金	174,157千円
第3項	借 入 金 償 還 金	7,990千円
第4項	予 備 費	1,000千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 47,517千円
- (2) 交 際 費 50千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

平成18年度高知県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成18年度高知県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 安芸病院事業

- (1) 病 床 数 94,170床
- (2) 年間患者数
入 院 69,313人
外 来 146,240人

(3) 一日平均患者数

- 入 院 190人
- 外 来 597人

2 芸陽病院事業

- (1) 病 床 数 55,845床
- (2) 年間患者数

入 院	48,691人
外 来	16,145人
(3) 一日平均患者数	
入 院	133人
外 来	66人
3 幡多けんみん病院事業	
(1) 病 床 数	129,575床
(2) 年間患者数	
入 院	109,359人
外 来	211,316人
(3) 一日平均患者数	
入 院	300人
外 来	863人
4 主要な建設改良事業	
安芸地域県立病院整備事業	5,775千円
安芸病院改良事業	2,928千円
幡多けんみん病院改良事業	2,067千円
医療器械等整備事業	265,255千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		入	
第1款	本 庁 事 業 収 益	108,571千円	
第1項	医 業 外 収 益	108,570千円	
第2項	特 別 利 益	1千円	
第2款	安 芸 病 院 事 業 収 益	3,933,736千円	
第1項	医 業 収 益	3,306,194千円	
第2項	医 業 外 収 益	627,541千円	
第3項	特 別 利 益	1千円	
第3款	芸 陽 病 院 事 業 収 益	1,136,023千円	
第1項	医 業 収 益	810,406千円	
第2項	医 業 外 収 益	325,616千円	
第3項	特 別 利 益	1千円	
第4款	幡 多 け ん み ん 病 院 事 業 収 益	7,865,670千円	
第1項	医 業 収 益	6,756,581千円	
第2項	医 業 外 収 益	1,109,088千円	
第3項	特 別 利 益	1千円	
収 入 合 計		13,044,000千円	
		出	
第1款	本 庁 事 業 費 用	124,650千円	
第1項	医 業 費 用	111,795千円	

第2項	医	業	外	費	用	4千円
第3項	特	別	損	失		12,851千円
第2款	安芸病院	事業費	用			3,906,566千円
第1項	医業	費	用			3,793,150千円
第2項	医業	外費	用			96,915千円
第3項	特別	損	失			16,501千円
第3款	芸陽病院	事業費	用			1,082,772千円
第1項	医業	費	用			1,061,605千円
第2項	医業	外費	用			20,666千円
第3項	特別	損	失			501千円
第4款	幡多けんみん病院	事業費	用			7,782,230千円
第1項	医業	費	用			7,416,697千円
第2項	医業	外費	用			333,865千円
第3項	特別	損	失			31,668千円
合 計						12,896,218千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款	資	本	的	収	入	収	入	937,018千円
第1項	企	業	債	金				257,000千円
第2項	借	入	金					204,527千円
第3項	負	担	金					449,341千円
第4項	補	助	金					26,149千円
第5項	雑	収	入	支				1千円
第1款	資	本	的	支	出	出		937,018千円
第1項	建	設	改	良	費			281,025千円
第2項	企	業	債	等	償	還	金	655,993千円

(企業債)
第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療器械等整備事業費	257,000	1 借入方法 普通貸借又は 証券発行 2 借入先 政府資金その他	% 5.0以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金及び 公営企業金融公庫 資金について、利 率の見直しを行っ た後においては、 当該見直し後の利 率)	1 平成19年度から平成48年度までの30箇年以内において、半年賦元利均 等償還又は半年賦元金均等償還等とする。ただし、政府資金から借り入 れる場合は、その資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期限を短縮し、若しくは 借換えをすることができる。

(一時借入金)
第6条 一時借入金の限度額は、9,000,000千円と定める。
(予定支出の各項の経費の金額の流用)
第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
(1) 収益的支出における医業費用、医業外費用相互間の流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する
場合は、議会の議決を経なければならない。
(1) 職員給与費 6,141,475千円
(2) 交 際 費 200千円
(他会計からの補助金)
第9条 高知県病院事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、136,793千円である。
(たな卸資産購入限度額)
第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,328,999千円と定める。
(重要な資産の取得)
第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
器械備品	全身用X線コンピュータ断層撮影装置	1 式

平成17年度高知県一般会計補正予算

平成17年度高知県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)
第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31,701,981千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ487,659,143千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(繰越明許費の補正)
第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)
第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。
(地方債の補正)
第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計	款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県 税		53,195,026	1,716,683	54,911,709		2 国 庫 補 助 金	41,292,444	2,741,802	44,034,246
	1 県 民 税	13,750,593	839,518	14,590,111		3 委 託 金	2,244,491	△ 236,614	2,007,877
	2 事 業 税	10,764,253	1,640,872	12,405,125	10 財 産 収 入		1,625,600	△ 7,276	1,618,324
	3 地 方 消 費 税	6,855,585	△ 110,422	6,745,163		1 財産運用収入	1,012,739	△ 7,276	1,005,463
	4 不動産取得税	1,700,615	△ 95,677	1,604,938	12 繰 入 金		14,272,305	△ 5,819,014	8,453,291
	6 ゴルフ場利用税	292,682	28,708	321,390		2 基金繰入金	13,115,890	△ 5,819,014	7,296,876
	7 自 動 車 税	9,606,655	△ 165,633	9,441,022	13 繰 越 金		174,749	1,815,850	1,990,599
	9 自動車取得税	2,075,094	△ 89,140	1,985,954		1 繰 越 金	174,749	1,815,850	1,990,599
	10 軽油引取税	6,384,289	△ 331,543	6,052,746	14 諸 収 入		36,829,891	△ 3,679,020	33,150,871
						3 公営企業貸付金 元 利 収 入	5,706,000	△ 1,205,945	4,500,055
2 地 方 消 費 税 金 清 算 金		15,508,565	△ 173,840	15,334,725		4 貸付金元利収入	16,705,728	△ 1,416,163	15,289,565
	1 地 方 消 費 税 金 清 算 金	15,508,565	△ 173,840	15,334,725		6 受託事業収入	1,501,390	△ 228,387	1,273,003
5 地 方 交 付 税		171,500,000	792,861	172,292,861		8 雑 入	9,119,937	△ 828,525	8,291,412
	1 地 方 交 付 税	171,500,000	792,861	172,292,861	15 県 債		64,419,200	33,816,800	98,236,000
7 分 担 金 及 び 金 負 担 金		4,395,238	7,566	4,402,804		1 県 債	64,419,200	33,816,800	98,236,000
	1 分 担 金	233,071	△ 2,531	230,540	歳 入 合 計				
	2 負 担 金	4,162,167	10,097	4,172,264					
8 使 用 料 及 び 料 手 数 料		6,813,939	△ 38,597	6,775,342					
	1 使 用 料	5,259,757	△ 29,277	5,230,480					
	2 手 数 料	1,554,182	△ 9,320	1,544,862					
9 国 庫 支 出 金		74,004,895	3,269,968	77,274,863					
	1 国 庫 負 担 金	30,467,960	764,780	31,232,740					

歳 出					(単位千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計	款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		1,120,768	△ 13,649	1,107,119	7 科学技術振興費		2,948,800	△ 15,435	2,933,365
	1 議 会 費	1,120,768	△ 13,649	1,107,119		1 科学技術振興費	2,948,800	△ 15,435	2,933,365
2 総 務 費		12,410,440	508,280	12,918,720	8 農 林 水 産 業 費		37,639,615	△ 1,409,216	36,230,399
	1 総 務 費	10,314,201	523,429	10,837,630		1 農 業 費	7,673,770	△ 648,295	7,025,475
	2 危 機 管 理 費	1,279,243	△ 6,776	1,272,467		2 畜 産 業 費	1,495,366	△ 39,144	1,456,222
	3 出 納 費	476,963	△ 8,373	468,590		3 農 地 費	7,406,502	△ 27,429	7,379,073
3 企 画 振 興 費		10,407,061	△ 209,058	10,198,003		4 森 林 林 業 費	14,543,112	△ 455,576	14,087,536
	1 企 画 振 興 費	7,002,341	△ 1,598	7,000,743		5 水 産 業 費	6,520,865	△ 238,772	6,282,093
	2 選 挙 費	935,450	△ 169,367	766,083	9 土 木 費		85,817,869	△ 1,208,969	84,608,900
	3 情 報 化 推 進 費	2,469,270	△ 38,093	2,431,177		1 土 木 総 務 費	13,669,987	△ 1,392,002	12,277,985
4 健 康 福 祉 費		52,680,509	△ 584,085	52,096,424		2 河 川 費	7,769,306	106,273	7,875,579
	1 健 康 福 祉 費	3,193,769	△ 23,999	3,169,770		3 砂 防 費	5,317,157	△ 122,822	5,194,335
	2 健 康 費	21,056,747	659,704	21,716,451		4 道 路 橋 梁 費	33,977,861	471,538	34,449,399
	3 福 祉 費	28,293,764	△ 1,147,072	27,146,692		5 都 市 計 画 費	9,373,500	△ 230,791	9,142,709
	4 遺家族等援護費	37,735	△ 1,918	35,817		6 建 築 費	2,293,162	△ 159,157	2,134,005
	5 災 害 救 助 費	98,494	△ 70,800	27,694		7 港 湾 空 港 費	13,416,896	117,992	13,534,888
5 文 化 環 境 費		3,531,133	△ 123,312	3,407,821	10 教 育 費		97,016,609	△ 367,886	96,648,723
	1 文 化 交 流 費	2,169,443	△ 36,557	2,132,886		1 教 育 総 務 費	9,464,743	△ 101,097	9,363,646
	2 環 境 費	1,361,690	△ 86,755	1,274,935		2 児 童 費	2,045,342	△ 99,185	1,946,157
6 商 工 観 光 労 働 費		6,747,954	△ 298,365	6,449,589		3 学 校 費	78,955,386	△ 73,208	78,882,178
	1 商 工 費	4,968,929	△ 227,074	4,741,855		4 生 涯 学 習 費	803,550	211	803,761
	2 観 光 費	772,208	△ 17,036	755,172		5 ス ポ ー ツ 費	647,549	△ 634	646,915
	3 労 働 費	902,619	△ 54,255	848,364		7 私学等振興費	3,318,018	△ 93,973	3,224,045

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 警 察 費		22,080,165	50,819	22,130,984
	1 警 察 総 務 費	19,933,830	87,332	20,021,162
	2 警 察 活 動 費	2,146,335	△ 36,513	2,109,822
12 災 害 復 旧 費		8,252,584	3,629,115	11,881,699
	1 農 林 施 設 災 害 復 旧 費	1,356,868	1,371,487	2,728,355
	2 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	870,194	△ 39,104	831,090
	3 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	5,995,512	2,296,732	8,292,244
13 公 債 費		87,542,747	33,276,391	120,819,138
	1 公 債 費	87,542,747	33,276,391	120,819,138
14 諸 支 出 金		27,690,908	△ 1,532,649	26,158,259
	1 基 金	846,121	△ 3,966	842,155
	2 公営企業支出金	9,263,918	△ 1,379,016	7,884,902
	3 地 方 消 費 税 金 清 算	6,811,389	△ 62,178	6,749,211
	7 地 方 消 費 税 金 交 付	7,775,641	△ 87,489	7,688,152
歳 出 合 計		455,957,162	31,701,981	487,659,143

第2表 繰越明許費補正
1 追 加

(単位千円)

款	項	事業名	金額	款	項	事業名	金額
2 総務費			32,503			基幹農道整備事業費	276,200
	1 総務費	業務改革推進事業費	32,503			大規模農道整備事業費	573,380
3 企画振興費			56,680			中山間地域総合整備事業費	255,110
	1 企画振興費	地域の元気応援事業費	56,680			県営田園整備事業費	46,260
4 健康福祉費			1,863,991			ふるさと農道緊急整備事業費	300,697
	1 健康福祉費	福祉保健所施設等整備費	6,702			農村振興総合整備事業費	46,390
	2 健康費		74,454			団体営中山間総合整備事業費	360,030
		水道対策事業費	13,059			県営ため池等整備事業費	24,500
		精神障害者社会生活支援対策費	61,395		4 森林林業費		2,505,767
	3 福祉費		1,782,835			木の文化県構想推進事業費	4,419
		老人福祉施設等整備事業費	1,318,220			林業・木材産業構造改革事業費	30,114
		心身障害児・者施設整備事業費	303,212			森林造成事業費	1,268,423
		児童福祉施設整備助成事業費	161,403			間伐等森林整備促進対策事業費	504,719
						林道改良事業費	20,762
5 文化環境費			94,804			森林居住環境整備事業費	70,893
	2 環境費	牧野植物園管理運営費	94,804			保安林整備事業費	110,132
6 商工観光費			432,270			共生保安林整備事業費	85,713
	1 商工費	海洋深層水体験施設等整備事業費	432,270			離島治山事業費	57,049
8 農林水産業費			6,549,224			災害関連緊急治山等事業費	353,543
	1 農業費	新山村振興等農林漁業特別対策事業費	103,060		5 水産業費		1,221,815
	3 農地費		2,718,582			広域漁場整備事業費	295,415
		かんがい排水事業費	43,730			地域水産物供給基盤整備事業費	120,000
		経営体育成基盤整備事業費	792,285				

款	項	事業名	金額	款	項	事業名	金額
		市町村管理漁港地域水産物供給基盤整備事業費	233,600		5 都市計画費	地方道路交付金事業費(道路安全利用)	100,000
		漁港漁場機能高度化事業費	20,000				356,548
		漁業集落環境整備事業費	405,300			過疎地域下水道建設代行事業費	154,784
		漁港環境整備事業費	50,000			浄化槽設置管理推進事業費	53,666
		市町村管理漁港漁村コミュニティ基盤整備事業費	54,000			市町村事業指導監督事務費	1,500
		漁港高度利用促進対策事業費	15,000			都市公園事業費	145,000
		市町村管理漁港高度利用促進対策事業費	24,000			市町村都市計画街路事業指導監督事務費	1,455
		市町村事業指導監督事務費	4,500			市町村都市公園事業指導監督事務費	143
					6 建築費		621,947
9 土木費	2 河川費		5,432,798			住宅改善事業指導監督事務	3,445
		堰堤改良事業費	1,626,973			県営住宅整備事業費	590,956
		広域河川改修事業費	250,000			県営住宅駐車場整備事業費	27,546
		床上浸水対策特別緊急事業費	660,350		7 港湾空港費		649,513
			716,623			港湾単独改良費	24,000
	3 砂防費		284,360			地方港湾改修費	265,000
		通常砂防事業費	56,000			港湾環境整備事業費	5,400
		地すべり対策事業費	25,000			河川海岸侵食対策事業費	238,000
		急傾斜地崩壊対策事業費	203,360			河川海岸災害関連緊急砂防等事業費	47,000
	4 道路橋梁費		1,893,457			河川海岸災害関連事業費	28,113
		道路改良費	152,257			港湾海岸補修事業費	42,000
		道路特殊改良費	220,000	10 教育費	1 教育総務費		105,603
		市町村事業指導監督事務費	3,500				84,457
		災害防除施設費	918,700			施設整備費	38,492
		交通安全施設等整備事業費	499,000				

款	項	事業名	金額
		青少年教育施設整備費	45,965
	4 生涯学習費	生涯学習推進事業費	6,767
	5 スポーツ費	生涯スポーツ振興事業費	14,379
12 災害復旧費			9,831,721
	1 農林施設 災害復旧費		1,898,557
		農業用施設災害復旧事業費	52,609
		団体営農地災害復旧事業費	92,798
		団体営農業用施設災害復旧事業費	550,319
		林道災害復旧事業費	1,088,395
		林地災害復旧事業費	114,436
	2 水産施設 災害復旧費		799,797
		漁港施設災害復旧事業費	798,497
		市町村災害復旧事業指導監督事務費（漁港）	1,000
		市町村災害復旧事業指導監督事務費（海岸）	300
	3 土木施設 災害復旧費		7,133,367
		公共土木施設災害復旧事業費	7,078,570
市町村災害復旧事業指導監督事務費		54,797	
合 計			24,399,594

2 変 更			(単位千円)	
款	項	事 業 名	金 額	
			補 正 前	補 正 後
8 農 林 水 産 業 費			1,496,724	5,855,310
	3 農 地 費		352,590	462,690
		県 営 一 般 農 道 整 備 事 業 費	352,590	462,690
	4 森 林 林 業 費		665,369	4,194,523
		林 道 開 設 事 業 費	207,000	2,494,864
		山 地 治 山 事 業 費	85,714	511,376
		水 土 保 全 治 山 事 業 費	53,571	470,939
		水 源 地 域 整 備 事 業 費	232,499	239,719
		地 す べ り 防 止 事 業 費	86,585	477,625
	5 水 産 業 費		155,000	874,332
広 域 水 産 物 供 給 基 盤 整 備 事 業 費		155,000	874,332	
9 土 木 部			5,620,950	13,271,484
	2 河 川 費		417,000	408,420
		河 川 災 害 復 旧 助 成 事 業 費	245,000	236,420
	4 道 路 橋 梁 費		362,000	6,937,114
		道 路 改 築 費	54,000	4,364,000
		地 方 道 路 交 付 金 事 業 費 (道 路 建 設)	118,000	1,923,114
		道 路 補 修 費	190,000	650,000
	5 都 市 計 画 費		4,258,000	4,734,000
		連 続 立 体 交 差 単 独 事 業 費	460,000	617,000
		都 市 計 画 街 路 事 業 費	388,000	629,000
連 続 立 体 交 差 事 業 費		2,300,000	2,378,000	

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
	7 港 灣 空 港 費		574,000	1,182,000
		港 灣 海 岸 高 潮 対 策 事 業 費	290,000	898,000
合 計			7,365,231	19,374,351

第3表 債務負担行為補正
1 追加 (単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
知的障害者（児）施設南海学園の施設整備費に対する補助	平成18年3月20日から 平成20年3月31日まで	622,558
知的障害者（児）施設南海学園の運営費に対する補助	平成18年3月20日から 平成24年3月31日まで	396,000
美術館管理運営委託料	平成18年3月20日から 平成21年3月31日まで	977,145
歴史民俗資料館管理運営委託料	平成18年3月20日から 平成21年3月31日まで	502,749
坂本龍馬記念館管理運営委託料	平成18年3月20日から 平成21年3月31日まで	163,482
文学館管理運営委託料	平成18年3月20日から 平成21年3月31日まで	413,355
県民文化ホール管理運営委託料	平成18年3月20日から 平成21年3月31日まで	360,094
道路改築事業費	平成18年3月20日から 平成19年3月31日まで	100,000
甲浦港海岸緑地公園管理運営委託料	平成18年3月20日から 平成21年3月31日まで	2,700

事 項	期 間	限 度 額
埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー 管 理 運 営 委 託 料	平成18年3月20日から 平成21年3月31日まで	233,658
自 動 車 保 管 場 所 調 査 事 務 委 託 料	平成18年3月20日から 平成19年3月31日まで	56,494

2 変 更

(単位千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
平成17年9月4日台風14号による被災者に対する災害援護資金の利子補給	平成17年10月11日から 平成28年3月31日まで	融資額86,400千円以内の年利率2.0パーセントの2分の1以内の額	平成17年10月11日から 平成28年3月31日まで	融資額15,600千円以内の年利率2.0パーセントの2分の1以内の額
高知県道路公社の借入金に対する債務保証	平成17年4月1日から 平成19年3月31日まで	高知県道路公社が高知桂浜道路の建設に要した費用の償還等に係る資金として平成17年度に金融機関から借り入れる1,150,000千円以内及び当該借入期間中の利息（年利率5.0パーセント以内）に相当する金額の合計額	平成17年4月1日から 平成19年3月31日まで	高知県道路公社が高知桂浜道路の建設に要した費用の償還等に係る資金として平成17年度に金融機関から借り入れる1,180,000千円以内及び当該借入期間中の利息（年利率5.0パーセント以内）に相当する金額の合計額

第4表 地方債補正

1 追 加

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
借 換 債	31,257,000	1 借 入 方 法 普 通 貸 借 2 借 入 先 民 間 資 金	% 5.0以内	1 平成18年度から平成47年度までの30箇年以内において、半年賦元金均等償還等とする。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。

2 変 更

(単位千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
庁 舎 整 備 事 業 費	134,000	1 借 入 方 法 普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行 2 借 入 先 政 府 資 金 そ の 他	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率)	1 平成18年度から平成47年 度までの30箇年以内におい て、半年賦元利均等償還又 は半年賦元金均等償還等と する。ただし、政府資金か ら借り入れる場合は、その 資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上 償還をし、又は償還期限を 短縮し、若しくは借換えを することができる。	132,000	1 借 入 方 法 普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行 2 借 入 先 政 府 資 金 そ の 他	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率)	1 平成18年度から平成47年 度までの30箇年以内におい て、半年賦元利均等償還又 は半年賦元金均等償還等と する。ただし、政府資金か ら借り入れる場合は、その 資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上 償還をし、又は償還期限を 短縮し、若しくは借換えを することができる。
福祉保健所施設等整備事業費	56,000				79,000			
老人福祉施設等整備事業費	213,000				184,000			
県民文化ホール改修事業費	29,000				40,000			
農業大学校施設整備事業費	22,000				30,000			
耕 地 事 業 費	1,958,000				2,004,000			
治 山 事 業 費	1,970,000				2,014,000			
漁 港 事 業 費	1,312,000				1,291,000			
河 川 海 岸 事 業 費	2,578,000				2,738,000			
砂 防 事 業 費	2,389,000				2,370,000			
道 路 橋 梁 事 業 費	9,438,000				9,540,000			
都 市 計 画 事 業 費	2,359,000				2,200,000			
港 湾 空 港 事 業 費	858,000				987,000			
高等学校等施設整備事業費	478,000				504,000			
警 察 施 設 整 備 事 業 費	220,000				306,000			
交通安全施設整備事業費	181,000				259,000			
公共土木施設等災害復旧事業費	2,163,000				2,651,000			
国 直 轄 事 業 費 負 担 金	10,861,000				12,497,000			
災 害 援 護 資 金 貸 付 金	57,600				10,400			
計	64,419,200				66,979,000			

平成17年度高知県土地取得事業特別会計補正予算

平成17年度高知県の土地取得事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,442千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ544,940千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位千円)

歳 入					歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計	款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 土 地 取 得 入		549,382	△ 4,442	544,940	1 土 地 取 得 費		549,382	△ 4,442	544,940
	1 土 地 取 得 入	549,382	△ 4,442	544,940		1 土 地 取 得 費	549,382	△ 4,442	544,940
歳 入 合 計		549,382	△ 4,442	544,940	歳 出 合 計		549,382	△ 4,442	544,940

平成17年度高知県災害救助基金特別会計補正予算

平成17年度高知県の災害救助基金特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60,185千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位千円)

歳 入					歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計	款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 災 害 救 助 入		60,174	11	60,185	1 災 害 救 助 費		60,174	11	60,185
	1 災 害 救 助 入	60,174	11	60,185		1 災 害 救 助 費	60,174	11	60,185
歳 入 合 計		60,174	11	60,185	歳 出 合 計		60,174	11	60,185

平成17年度高知県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算

平成17年度高知県の母子寡婦福祉資金特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20,753千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78,875千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位千円)

歳 入					歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計	款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 母子寡婦福祉資金貸付事業収入		99,628	△ 20,753	78,875	1 母子寡婦福祉資金貸付金		99,628	△ 20,753	78,875
	1 貸付事業収入	99,628	△ 20,753	78,875		1 貸付事業費	99,628	△ 20,753	78,875
歳 入 合 計		99,628	△ 20,753	78,875	歳 出 合 計		99,628	△ 20,753	78,875

平成17年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算

平成17年度高知県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ88,791千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,912,827千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位千円)

歳 入					歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計	款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 中小企業金近代化資金助成事業収入		2,001,618	△ 88,791	1,912,827	1 中小企業金近代化資金		2,001,618	△ 88,791	1,912,827
	1 設備導入資金助成事業収入	853,617	△ 85,000	768,617		1 設備導入金	853,617	△ 85,000	768,617
	2 高度化資金助成事業収入	1,148,001	△ 3,791	1,144,210		2 高度化金	1,148,001	△ 3,791	1,144,210
歳 入 合 計		2,001,618	△ 88,791	1,912,827	歳 出 合 計		2,001,618	△ 88,791	1,912,827

平成17年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算

平成17年度高知県の流通団地及び工業団地造成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,649,115千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ265,593千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位千円)

歳 入					歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計	款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 流通団地及び 工業団地造成 工事業収入		2,914,708	△ 2,649,115	265,593	1 流通団地及び 工業団地造成 工事業費		2,914,708	△ 2,649,115	265,593
	1 流通団地造成 工事業収入	2,451,073	△ 2,205,245	245,828		1 流通団地造成 工事業費	2,451,073	△ 2,205,245	245,828
	2 工業団地造成 工事業収入	463,635	△ 443,870	19,765		2 工業団地造成 工事業費	463,635	△ 443,870	19,765
歳 入 合 計		2,914,708	△ 2,649,115	265,593	歳 出 合 計		2,914,708	△ 2,649,115	265,593

平成17年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算

平成17年度高知県の農業改良資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ195,030千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ295,924千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位千円)

歳 入					歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計	款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農業改良資金 助成事業収入		490,954	△ 195,030	295,924	1 農業改良資金 助成事業費		490,954	△ 195,030	295,924
	1 農業改良資金 助成事業収入	287,780	△ 125,030	162,750		1 農業改良資金 助成事業費	287,780	△ 125,030	162,750
	2 就農支援資金 助成事業収入	203,174	△ 70,000	133,174		2 就農支援資金 助成事業費	203,174	△ 70,000	133,174
歳 入 合 計		490,954	△ 195,030	295,924	歳 出 合 計		490,954	△ 195,030	295,924

平成17年度高知県県営林事業特別会計補正予算

平成17年度高知県の県営林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,261千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ306,217千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位千円)

歳 入					歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計	款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県 営 林 業 収 入		309,478	△ 3,261	306,217	1 県 営 林 業 費		309,478	△ 3,261	306,217
	1 県 営 林 業 収 入	309,478	△ 3,261	306,217		1 県 営 林 業 費	309,478	△ 3,261	306,217
歳 入 合 計		309,478	△ 3,261	306,217	歳 出 合 計		309,478	△ 3,261	306,217

平成17年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計補正予算

平成17年度高知県の林業・木材産業改善資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ124,019千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,043,215千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位千円)

歳 入					歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計	款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 林 業 ・ 木 材 産 業 改 善 資 金 助 成 事 業 収 入		2,167,234	△ 124,019	2,043,215	1 林 業 ・ 木 材 産 業 改 善 資 金 助 成 事 業 費		2,167,234	△ 124,019	2,043,215
	1 林 業 ・ 木 材 産 業 改 善 資 金 助 成 事 業 収 入	135,226	△ 2,619	132,607		1 林 業 ・ 木 材 産 業 改 善 資 金 助 成 事 業 費	135,226	△ 2,619	132,607
	2 木 材 産 業 等 高 度 化 推 進 資 金 助 成 事 業 収 入	2,032,008	△ 121,400	1,910,608		2 木 材 産 業 等 高 度 化 推 進 資 金 助 成 事 業 費	2,032,008	△ 121,400	1,910,608
歳 入 合 計		2,167,234	△ 124,019	2,043,215	歳 出 合 計		2,167,234	△ 124,019	2,043,215

第2表 地方債補正
変 更

(単位千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
木 材 産 業 等 高 度 化 推 進 資 金 助 成 事 業 費	532,950	1 借 入 方 法 普 通 貸 借 2 借 入 先 独 立 行 政 法 人 農 林 漁 業 信 用 基 金	% 1.0以内	独立行政法人農林漁業信用 基金の融通条件による。	472,250	1 借 入 方 法 普 通 貸 借 2 借 入 先 独 立 行 政 法 人 農 林 漁 業 信 用 基 金	% 0.04以内	独立行政法人農林漁業信用 基金の融通条件による。

平成17年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算

平成17年度高知県の沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ65,378千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78,510千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
第1表 歳入歳出予算補正

(単位千円)

歳 入					歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計	款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 沿岸漁業改善資金 助 成 事 業 収 入		143,888	△ 65,378	78,510	1 沿岸漁業改善資金 助 成 事 業 費		143,888	△ 65,378	78,510
	1 沿岸漁業改善資金 助 成 事 業 収 入	143,888	△ 65,378	78,510		1 沿岸漁業改善資金 助 成 事 業 費	143,888	△ 65,378	78,510
歳 入 合 計		143,888	△ 65,378	78,510	歳 出 合 計		143,888	△ 65,378	78,510

平成17年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算

平成17年度高知県の流域下水道事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ115,856千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,421,619千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(繰越明許費)
第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。
(地方債の補正)
第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位千円)

歳 入					歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計	款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 流域下水道収入		1,537,475	△ 115,856	1,421,619	1 流域下水道費		1,537,475	△ 115,856	1,421,619
	1 流域下水道収入	1,537,475	△ 115,856	1,421,619		1 流域下水道費	1,537,475	△ 115,856	1,421,619
歳 入 合 計		1,537,475	△ 115,856	1,421,619	歳 出 合 計		1,537,475	△ 115,856	1,421,619

第2表 繰越明許費

(単位千円)

款	項	事業名	金額
1 流域下水道事業費			98,276
	1 流域下水道事業費	浦戸湾東部流域下水道事業費	98,276

第3表 地方債補正
変 更

(単位千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道事業費	205,000	1 借入方法 普通貸借又は 証券発行 2 借入先 政府資金その他	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率)	1 平成18年度から平成47年 度までの30箇年以内におい て、半年賦元利均等償還又 は半年賦元金均等償還等と する。ただし、政府資金か ら借り入れる場合は、その 資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上 償還をし、又は償還期限を 短縮し、若しくは借換えを することができる。	198,000	1 借入方法 普通貸借又は 証券発行 2 借入先 政府資金その他	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率)	1 平成18年度から平成47年 度までの30箇年以内におい て、半年賦元利均等償還又 は半年賦元金均等償還等と する。ただし、政府資金か ら借り入れる場合は、その 資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上 償還をし、又は償還期限を 短縮し、若しくは借換えを することができる。

平成17年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算

平成17年度高知県の港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,073,696千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,549,838千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位千円)

歳 入					歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計	款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 港 湾 整 備 収 入		1,476,142	2,073,696	3,549,838	1 港 湾 整 備 費		1,476,142	2,073,696	3,549,838
	1 港 湾 整 備 収 入	1,476,142	2,073,696	3,549,838		1 港 湾 整 備 費	1,476,142	2,073,696	3,549,838
歳 入 合 計		1,476,142	2,073,696	3,549,838	歳 出 合 計		1,476,142	2,073,696	3,549,838

第2表 地方債補正

追 加

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
借 換 債	2,303,000	1 借 入 方 法 普 通 貸 借 2 借 入 先 民 間 資 金	% 5.0以内	1 平成18年度から平成47年度までの30箇年以内において、半年賦元金均等償還等とする。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。

平成17年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算

平成17年度高知県の高等学校等奨学金特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ44,347千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ268,204千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位千円)

歳 入					歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計	款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 高等学校等奨学金貸付事業収入		312,551	△ 44,347	268,204	1 高等学校等奨学金貸付金		312,551	△ 44,347	268,204
	1 貸 付 事 業 入 収	312,551	△ 44,347	268,204		1 貸 付 事 業 費	312,551	△ 44,347	268,204
歳 入 合 計		312,551	△ 44,347	268,204	歳 出 合 計		312,551	△ 44,347	268,204

平成17年度高知県病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成17年度高知県病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 平成17年度高知県病院事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入		入		
第1款	資本的収入	1,004,907千円	△ 72,823千円	932,084千円
第1項	借入金	354,029千円	△ 121,659千円	232,370千円
第2項	負担金	614,654千円	△ 51,412千円	563,242千円
第3項	補助金	36,223千円	30,000千円	66,223千円
第4項	雑収入	1千円	70,248千円	70,249千円
支 出		出		
第1款	資本的支出	1,004,907千円	△ 72,823千円	932,084千円
第1項	建設改良費	331,701千円	△ 72,823千円	258,878千円
第2項	企業債等償還金	673,206千円		673,206千円

高知県告示第408号

次の者を平成18年5月1日付けで高知県私立学校審議会委員に任命した。

平成18年5月12日

高知県知事 橋本 大二郎
役職名

氏名
池上 武雄 土佐中・高等学校長
石本 美智 高知工科大学物質・環境システム工学教室助教授
岡林 通俊 高知県私立幼稚園連合会長
久保 寛子 土佐ガス株式会社常務取締役
中川 香代 高知大学人文学部教授
西山 彰一 宇治電化学工業株式会社代表取締役社長
村岡 高光 高知学芸中・高等学校長

高知県告示第409号

昭和51年9月高知県告示第468号（私立学校審議会の委員の定数）は、廃止する。

平成18年5月12日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県告示第410号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、物部川漁業協同組合内共第509号第五種共同漁業権遊漁規則、嶺北漁業協同組合内共第510号第五種共同漁業権遊漁規則、仁淀川漁業協同組合内共第513号第五種共同漁業権遊漁規則及び四万十川上流淡水漁業協同組合内共第515号第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更を平成18年4月26日に次のとおり認可した。

平成18年5月12日

高知県知事 橋本 大二郎

- 物部川漁業協同組合 内共第509号 第五種共同漁業権遊漁規則
 - 漁業権者の名称及び住所
物部川漁業協同組合 香美市土佐山田町山田1865番地
 - 漁業権の免許番号
内共第509号
 - 遊漁規則の変更の内容
第4条第2項の表中「香北町清爪農道新御在所橋」を「香美市香北町清爪農道新御在所橋」に改め、同条第3項の表中「物部村落合川口発電所取水用えん堤」を「香美市物部町落合川口発電所取水用えん堤」に、「物部村別府政ヶ谷口」を「香美市物部町別府政ヶ谷」に、「野市町仁尾島」を「香南市野市町仁尾島」に、「物部村安丸えん堤」を「香美市物部町安丸えん堤」に、「物部村日の出橋」を「香美市物部町日の出橋」に改め、同条第4項の表中「土佐山田町町田農免橋」を「香美市土佐山田町町田農免橋」に改め、同条に次の1項を加える。
 - 前条及び第2項の規定にかかわらず、中学生以下の者

は、次の表のア欄に掲げる魚種をイ欄に掲げる漁具漁法によりウ欄に掲げる区域内でエ欄に掲げる期間中遊漁することができる。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	金突き	香美市香北町日ノ御子河川児童公園前の日ノ御子川（河ノ内川）右岸及び左岸に設置された漁場表示柱から下流の県道日ノ御子土佐山田線に架かる日ノ御子橋下流端に至る間	7月15日から8月31日まで

第6条第1項及び第6項中「香美郡土佐山田町山田1,865番地」を「香美市土佐山田町山田1865番地」に改める。

- 変更後の遊漁規則の施行の日
平成18年4月26日
- 嶺北漁業協同組合 内共第510号 第五種共同漁業権遊漁規則
 - 漁業権者の名称及び住所
嶺北漁業協同組合 長岡郡本山町本山530番地
 - 漁業権の免許番号
内共第510号
 - 遊漁規則の変更の内容
第4条第2項の表中「新川口橋」を「吉野川合流点」に、「土佐町樺の赤橋」を「土佐町中島の吉野川合流点」に、「7月31日」を「8月15日」に改める。
- 変更後の遊漁規則の施行の日
平成18年4月26日
- 仁淀川漁業協同組合 内共第513号 第五種共同漁業権遊漁規則
 - 漁業権者の名称及び住所
仁淀川漁業協同組合 吾川郡いの町4055番地5
 - 漁業権の免許番号
内共第513号
 - 遊漁規則の変更の内容
第4条第3項の表中「吾川村峠の越発電用えん堤」を「仁

淀川町峠の越発電用えん堤」に、「吾川村長屋発電用えん堤」を「仁淀川町長屋発電用えん堤」改め、同条第4項の表中「吾川村大渡発電所放水口」を「仁淀川町大渡発電所放水口」に、「吾川村上仁淀橋下流端」を「仁淀川町上仁淀橋下流端」に、「吾川村崎ノ山」を「仁淀川町崎ノ山」に、「吾川村大崎」を「仁淀川町大崎」に、「吾川村蔵谷」を「仁淀川町蔵谷」に、「吾川村加枝加枝発電所放水口」を「仁淀川町加枝加枝発電所放水口」に改める。

- 変更後の遊漁規則の施行の日
平成18年4月26日
- 四万十川上流淡水漁業協同組合 内共第515号 第五種共同漁業権遊漁規則
 - 漁業権者の名称及び住所
四万十川上流淡水漁業協同組合 高岡郡四万十町榊山町7番12号
 - 漁業権の免許番号
内共第515号
 - 遊漁規則の変更の内容
第5条第1項中「高岡郡窪川町榊山町7番12号」を「高岡郡四万十町榊山町7番12号」に、「1,000円」を「2,000円」改め、同項の表中「3,000円」を「2,000円」に改め、同条第2項の表を次のように改める。

70歳から79歳までの者（肢体不自由者を除く。）	4,000円
肢体不自由者（中学生以下の者及び80歳以上の者を除く。）	3,000円
中学生以下の者 80歳以上の者	無料

- 変更後の遊漁規則の施行の日
平成18年4月26日

高知県告示第411号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成18年5月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年5月12日

高知県知事 橋本 大二郎

- 道路の種類 国道
- 路線名 440号
- 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡櫛原町下本村223番 1地先から 高岡郡櫛原町下本村308番 1地先まで	162.00	平成18年5月12日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、土佐山田町明治土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成18年5月12日

高知県知事 橋本 大二郎

役名	氏 名	住 所
(退任)		
理事	依光 隆夫	香美市土佐山田町中野 699
〃	原 大	〃 〃 町田 399
〃	門脇 平	〃 〃 下ノ村 477
〃	森本 喜晴	〃 〃 小田島 278
〃	石川 正男	〃 〃 山田 1819、1820
〃	山崎 勲	〃 〃 楠目 436－2
〃	西村 登	〃 〃 山田 1559－3
〃	畠山 年雄	〃 〃 岩積 196－1
〃	上村 昭夫	〃 〃 林田 234
〃	菅原 英明	〃 〃 加茂 344
〃	吉村 賢	〃 〃 佐野 1093
監事	竹島 益洋	〃 〃 山田島 89－2
〃	尾立 猶威	〃 〃 山田 1476
(就任)		
理事	依光 隆夫	香美市土佐山田町中野 699
〃	原 大	〃 〃 町田 399
〃	門脇 平	〃 〃 下ノ村 477
〃	森本 喜晴	〃 〃 小田島 278
〃	傍土 正美	〃 〃 山田 1722－1
〃	三谷 章	〃 〃 楠目 1504－8
〃	西村 光男	〃 〃 山田 1740
〃	畠山 年雄	〃 〃 岩積 196－1
〃	上村 昭夫	〃 〃 林田 234
〃	北村 章	〃 〃 加茂 349－2
〃	吉村 賢	〃 〃 佐野 1093
監事	竹島 益洋	〃 〃 山田島 89－2

〃 尾立 猶威 〃 〃 山田 1476
〃 岡部 雅司 〃 〃 京田 290

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、吉原土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成18年5月12日

高知県知事 橋本 大二郎

役名	氏 名	住 所
(退任)		
理事	中澤 貞寛	香南市吉川町吉原 741
(就任)		
理事	中村 隆憲	香南市吉川町吉原1488

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、室戸市西山台地土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成18年5月12日

高知県知事 橋本 大二郎

役名	氏 名	住 所
(退任)		
理事	岡村 辰雄	室戸市羽根町 甲 76－イ
〃	竹崎 直壽	〃 〃 甲 327
〃	弘光 俊晴	〃 〃 甲 378
〃	谷山 恵一	〃 〃 甲 484
〃	岡村 克幸	〃 〃 甲1113
〃	尾崎勇二郎	〃 〃 甲1127－5
〃	尾崎 文彦	〃 〃 甲1121－1
〃	藤戸 敬吉	〃 〃 甲 594－6
〃	岡村 博晃	〃 吉良川町乙4368
〃	田邊 勝三	〃 〃 乙5382－11
〃	森岡 秀男	〃 〃 乙5368－7
〃	小松 秋夫	〃 〃 乙4199
〃	前田 憲孝	〃 〃 乙3720
〃	島本莊次郎	〃 〃 乙3799
〃	小松 健二	〃 〃 甲2176－1
〃	藤戸 勇輔	〃 〃 乙3998
〃	小松 弘之	〃 〃 乙3820
監事	澤野 啓助	〃 〃 乙4034
〃	安岡 圭一	〃 〃 乙4332
〃	佐藤 隆起	〃 〃 乙3747－1

(就任)
理事 岡村 辰雄 室戸市羽根町 甲 76－イ

〃 竹崎 直壽 〃 〃 甲 328－1
〃 尾崎 文彦 〃 〃 甲1121－1
〃 藤戸 敬吉 〃 〃 甲 594－6
〃 岡村 博晃 〃 吉良川町乙4368
〃 森岡 秀男 〃 〃 乙5368－7
〃 小松 弘之 〃 〃 乙3820
監事 澤野 啓助 〃 〃 乙4034
〃 佐藤 隆起 〃 〃 乙3747－1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東洋町野根土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成18年5月12日

高知県知事 橋本 大二郎

役名	氏 名	住 所
(退任)		
理事	百々 範昌	安芸郡東洋町野根丙2254
〃	前川 泰男	〃 〃 〃 丙1301－1
〃	井口 博一	〃 〃 〃 乙 496－2
〃	高谷 八郎	〃 〃 〃 丙 895
〃	土居 啓甫	〃 〃 〃 甲 406－3
〃	奈良崎公一	〃 〃 〃 丙1763
〃	面脇 政男	〃 〃 〃 甲 721
〃	弘田 功也	〃 〃 〃 丙 60
〃	山田 稔明	〃 〃 〃 丙 29
〃	吉中 忠行	〃 〃 〃 丙1837
〃	松村 利雄	〃 〃 〃 丙 890
監事	多田 清道	〃 〃 〃 丙 97
〃	太田 米藏	〃 〃 〃 丙2460－1
(就任)		
理事	百々 範昌	安芸郡東洋町野根丙2254
〃	前川 泰男	〃 〃 〃 丙1301－1
〃	高谷 八郎	〃 〃 〃 丙 895
〃	田中 喜之	〃 〃 〃 乙 390
〃	土居 啓甫	〃 〃 〃 甲 406－3
〃	面脇 政男	〃 〃 〃 甲 721
〃	弘田 功也	〃 〃 〃 丙 60
〃	堀川 靖夫	〃 〃 〃 丙1226－8
〃	山川 慶貢	〃 〃 〃 丙1623－1
〃	吉中 忠行	〃 〃 〃 丁 38
監事	太田 米藏	〃 〃 〃 丙2460－1
〃	林 平馬	〃 〃 〃 丙1298

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、室戸市西山台地土地改良区の定款の変更を平成18年4月26日に認可した。

平成18年5月12日

高知県知事 橋本 大二郎

~~~~~

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成18年5月12日

高知県知事 橋本 大二郎

| 許可番号                     | 開発区域に含まれる地域の名称      | 開発許可を受けた者の住所及び氏名         |
|--------------------------|---------------------|--------------------------|
| 平成18年1月31日<br>17高都計第543号 | 南国市小籠字松ノ本<br>843番ほか | 南国市稲生1868－<br>1<br>山本 茂明 |

-----  
**教育委員会規則**  
-----

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年5月12日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

**高知県教育委員会規則第11号**

**へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則**

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1級の土佐郡の項中

「

|     |                 |                        |
|-----|-----------------|------------------------|
| 土佐町 | 名高山小学校<br>石原小学校 | 平成17年4月1日<br>昭和47年5月1日 |
|-----|-----------------|------------------------|

を

「

|     |                |                        |
|-----|----------------|------------------------|
| 土佐町 | 平石小学校<br>石原小学校 | 平成18年4月1日<br>昭和47年5月1日 |
|-----|----------------|------------------------|

」

に改める。  
別表第2室戸市の項を削り、同表土佐郡の項を次のように改める。

|     |     |       |          |
|-----|-----|-------|----------|
| 土佐郡 | 土佐町 | 相川小学校 | 平成2年1月1日 |
|-----|-----|-------|----------|

|  |  |        |           |
|--|--|--------|-----------|
|  |  | 名高山小学校 | 平成18年4月1日 |
|--|--|--------|-----------|

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、改正後のへき地等学校等を指定する規則の規定は、平成18年4月1日から適用する。

-----  
**人事委員会規則**  
-----

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年4月26日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

**高知県人事委員会規則第29号**

**職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則**

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年高知県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第30備考2中「2級13号給」を「2級15号給」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、平成18年4月1日から適用する。

~~~~~

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年4月26日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第30号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和45年高知県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考中「に限る」を「又は徴収対策として税務職員を当該市町村に駐在させた場合に限る」に改める。

別表第2大月町の項中

「

弘見2230 弘見2106－30	地域づくり支援課員駐在所 宿毛警察署弘見駐在所
---------------------	----------------------------

を

「

弘見2230 弘見2230 弘見2106－30	地域づくり支援課員駐在所 大月町役場 宿毛警察署弘見駐在所
-------------------------------	-------------------------------------

」

に改め、同表備考中「に限る」を「又は徴収対策として税務職員を当該市町村に駐在させた場合に限る」に改める。

附 則

この規則は、平成18年5月1日から施行する。

人事委員会公告

高知県職員採用上級試験を次のとおり行う。

平成18年5月12日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

1 試験区分、採用予定人員及び勤務先

試験区分		採用予定人員	勤務先
事務職種	行政	20名	知事部局等の本庁又は出先機関
	警察事務	1名	警察本部各課又は各警察署等
土木		2名	知事部局等の本庁又は出先機関
水産		1名	

事務職種の受験者は、「行政」及び「警察事務」の二つの試験区分の中からいずれかを第1志望とし、他の試験区分を第2志望とすることができる。

なお、採用後の試験区分間の人事交流は、原則としてない。

2 職務内容

試験区分に応じた業務に従事することを基本とするが、専門分野及び適性に応じ、試験区分以外の業務（事務）に従事することがある。

3 受験資格

次の(1)から(3)までに該当する人。ただし、警察事務を受験する人は、(2)については、ア（日本国籍を有する人）に該当する人に限る。

(1) 次のいずれかに該当する人

ア 昭和52年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた人（学歴不問）

イ 昭和60年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による4年制の大学等を卒業した人又は平成19年3月31日までに卒業見込みの人

(2) 次のいずれかに該当する人

ア 日本国籍を有する人

イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に

- 定められている永住者
ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定められている特別永住者
(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に掲げる人（準禁治産者を含む。）のいずれにも該当しない人
- 4 受験手続
(1) 受付期間
- 平成18年5月15日（月）から同年6月1日（木）まで
- (2) 申込書の配布場所等
高知県人事委員会事務局、高知県庁本庁舎玄関募集要項コーナー、高知県安芸土木事務所室戸事務所、高知県安芸福祉保健所、高知県中央東福祉保健所（香美市）、高知県中央東土木事務所（南国市）、高知県中央東土木事務所本山事務所、高知県中央西土木事務所（いの町）、高知県中央西福祉保健所（佐川町）、高知県須崎福祉保健所、高知県須崎土木事務所四万十町事務所、高知県幡多福祉保健所（四万十市）、高知県幡多土木事務所宿毛事務所、高知県幡多土木事務所土佐清水事務所、高知県東京事務所、高知県大阪事務所及び高知県名古屋事務所並びに高知県人事委員会のホームページ
- (3) 申込書の提出場所
高知県人事委員会事務局
- 5 試験の日時及び場所

区分	種目	日時	場所
第1次試験	教養試験 専門試験	平成18年6月25日（日）午前9時から午後3時15分ごろまで	（高知市） 高知市棧橋通六丁目2－1 高知南中学校・高等学校 （東京都） 東京都文京区春日一丁目13－27 中央大学理工学部
第2次試験	論文試験 口述試験 適性検査 身体検査	平成18年7月24日（月）から同月31日（月）までの間に実施するが、詳しい日	高知市丸ノ内一丁目2－20 高知県庁正庁ホール

- | | | | |
|--|--|--------------------------|-------------------------|
| | | 程等については、第1次試験の合格通知に記載する。 | 高知市丸ノ内二丁目4－1
高知県庁北庁舎 |
|--|--|--------------------------|-------------------------|
- 6 試験の方法
試験は、次のとおり第1次試験及び第2次試験を行い、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験の総合点に基づいて、高知県人事委員会において決定する。
- (1) 第1次試験
- | 種目 | 方法 | 内容 |
|------|-------|------------------------------------|
| 教養試験 | 五肢択一式 | 公務員として必要な大学卒業程度の一般的知識及び知能についての筆記試験 |
| 専門試験 | 五肢択一式 | それぞれの職務に必要な専門的知識、技術等についての筆記試験 |
- (2) 第2次試験
- | 種目 | 内容 |
|------|--|
| 論文試験 | 職務遂行に必要な識見、判断力、思考力等についての筆記試験 |
| 口述試験 | 人物、人柄等についての集団討論及び個別面接による試験（個別面接は、2回行う。） |
| 適性検査 | 職務遂行に必要な適格性を有するかどうかについての検査 |
| 身体検査 | 職務遂行に必要な健康を有するかどうかについての検査（健康診断書の提出を求める。） |
- 7 合格発表時期
第1次試験の合格者の発表は6月下旬に、最終合格者の発表は8月中旬に行う。
- 8 任命等
(1) 最終合格から採用までのスケジュール
最終合格者は、各試験区分ごとに作成される採用候補者名

- 簿に登載され、各任命権者からの請求に応じて提示される。
各任命権者は、提示された採用候補者のうちから、順次採用者を決定する。
- (2) 採用の時期
採用は、原則として平成19年4月1日以降である。
- (3) 任命に当たっての考え方
「地方公務員として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則にのっとった任命が行われる。ただし、警察事務に従事することとなる採用者は、この任命に当たっての考え方は適用されない。
- 9 給与
平成18年4月1日現在の初任給は、行政職給料表の適用を受ける職員で例示すれば、170,200円であるが、採用前の職歴等に応じて加算される場合がある。また、このほか期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。
- 10 試験成績の開示
この試験の受験者は、成績の開示を請求することができる。
- 11 その他
(1) この試験についての問い合わせは、次に行うこと。
- | 問い合わせ先 | 電話番号 | 所在地 |
|-------------|----------------|-------------------------|
| 高知県人事委員会事務局 | (088) 821－4641 | 高知市丸ノ内二丁目4－1
高知県庁北庁舎 |
- (2) 試験の詳細については、別に試験案内が作成されているので、参照すること。
- ~~~~~
- 高知県警察官A男性及び高知県警察官A女性の採用試験を次のとおり行う。
平成18年5月12日
高知県人事委員会委員長 起塚 昌明
- 1 試験区分及び採用予定人員
- | 試験区分 | 採用予定人員 |
|--------------|--------|
| 警察官A男性 | 58名 |
| 警察官A男性（武道指導） | 柔道 2名 |

警察官A女性	3名
--------	----

2 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防・鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持等の任務に従事する。

また、武道指導については、上記のほか、警察官に対する柔道の技術指導等の業務にも従事する。

3 受験資格

次の(1)から(4)までに該当する人

- (1) 昭和51年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人で、学校教育法(昭和22年法律第26号)による4年制の大学等を卒業した人又は平成19年3月31日までに卒業見込みの人
- (2) 日本国籍を有する人
- (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号に掲げる人(準禁治産者を含む。)のいずれにも該当しない人
- (4) 試験区分「警察官A男性(武道指導)」については、柔道の段位が3段以上(大学等を卒業見込みの人は、2段以上)である人

4 受験手続

- (1) 受付期間

平成18年5月15日(月)から同年6月1日(木)まで

- (2) 申込書の配布場所等

高知県人事委員会事務局、高知県庁本庁舎玄関募集要項コーナー、高知県警察本部警務課及び県内各警察署並びに高知県人事委員会のホームページ

- (3) 申込書の提出場所

高知県人事委員会事務局

5 試験の日時及び場所

区分	種目	日時	場所
第1次試験	教養試験 身体検査 体力試験 (武道指導の受験者を除く。) 実技試験 (武道指導の受験者に	平成18年7月9日(日)午前9時から午後5時ごろまで	高知市城北町1-14 高知小津高等学校 (試験の一部について、会場を移動する場合がある。)

	限る。)		
第2次試験	論文試験 口述試験 適性検査 身体精密検査	平成18年8月3日(木)から同月10日(木)ごろまでの間に実施するが、詳しい日程等については、第1次試験の合格通知に記載する。	高知市棧橋通四丁目15-11 高知南警察署 (試験会場を変更する場合がある。) 高知市丸ノ内二丁目4-1 高知県庁北庁舎

6 試験の方法

- (1) 第1次試験

種目	内容
教養試験	警察官として必要な大学卒業程度の一般的知識及び知能についての五肢択一式による筆記試験
身体検査	職務遂行に必要な身体を有しているかどうかについての検査
体力試験	職務遂行に必要な体力及び運動能力を有しているかどうかについての試験
実技試験	柔道について、武道指導者にふさわしい技能、気力、体力等を有しているかどうかについての実技試験

- (2) 第2次試験

種目	内容
論文試験	警察官として必要な識見、表現力等についての筆記試験
口述試験	人物、人柄等についての集団討論及び個別面接による試験(個別面接は、2回行う。)
適性検査	職務遂行に必要な適格性を有するかどうかにか

	についての検査
身体精密検査	胸部疾患の有無その他についての検査

7 合格発表時期

第1次試験の合格者の発表は7月中旬に、最終合格者の発表は8月下旬に行う。

8 採用

- (1) 最終合格者は、各試験区分ごとに作成される採用候補者名簿(有効期間は、原則として1年間)に登載されたうえ、警察本部長からの請求に応じて成績順に提示され、そのうちから採用者が決定される。
- (2) 採用は、原則として平成19年4月1日の予定であるが、採用可能な人については、平成18年10月1日に採用される場合がある。
- (3) 平成19年3月31日までに学校教育法による4年制の大学等を卒業する見込みで受験し、この試験に合格して採用候補者名簿に登載されても、平成19年3月31日までに卒業しなければ、採用されない。

9 給与

平成18年4月1日現在の初任給は、185,300円であるが、採用前の職歴等に応じて加算される場合がある。また、このほか

10 共同試験

試験区分「警察官A男性」の第1次試験は、高知県(高知県人事委員会)が東京都(警視庁)及び大阪府(大阪府警察本部)と共同して実施するものであり、希望することにより、共同試験実施都府の第1次試験を同時に受験したものと取り扱われる。

なお、第1志望の第1次試験に合格した人は、第2志望の第1次試験の合格者とはならない。

受験資格

都府名	年齢等	学歴
東京都(警視庁)	昭和51年7月11日から平成元年4月1日までに生まれた男性	学校教育法による4年制の大学等を卒業した人又は平成19年3月31日までに卒業見込みの人
大阪府(大阪府警察本部)	昭和51年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた男性	

11 試験成績の開示

この試験の受験者（高知県を志望した人に限る。）は、成績の開示を請求することができる。

12 その他

（1） この試験についての問い合わせは、次に行うこと。

問い合わせ先	電話番号	所在地
高知県人事委員会事務局	(088) 821－4641	高知市丸ノ内二丁目4－1 高知県庁北庁舎
高知県警察本部警務課	(088) 826－0110 内線2613、2614 (フリーダイヤル) 0120－032－376	高知市丸ノ内二丁目4－30

（2） 試験の詳細については、別に試験案内が作成されているので、参照すること。

労働委員会告示

高知県労働委員会告示第2号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、あっせん候補者の氏名等を次のとおり告示する。

平成18年5月12日

高知県労働委員会会長 下元 敏晴

氏名	現職等	住所	委嘱年月日
下元 敏晴	弁護士 高知県労働委員会委員 (公益委員)	高知市	昭和56年2月2日
川田 勲	高知大学農学部教授 高知県労働委員会委員 (公益委員)	香南市	平成6年3月25日
山岡 敏明	弁護士 高知県労働委員会委員 (公益委員)	高知市	平成6年3月25日
筒井早智子	高知県労働委員会委員	高知市	平成14年3月

	(公益委員)		18日
藤原 潤子	社会保険労務士 高知県労働委員会委員 (公益委員)	高知市	平成14年3月18日
細木 幸彦	高知県労働委員会事務局 局長	高知市	平成18年4月6日
土居 一己	高知県労働委員会事務局 局次長	高知市	平成15年4月3日
中山 健二	高知県労働委員会事務局 審査調整員	高知市	平成18年4月6日
武政 澄夫	ＵＩゼンセン同盟高知県 支部常任委員会議長 高知県労働委員会委員 (労働者委員)	高知市	平成14年3月18日
眞辺 幸博	四国電力労働組合高知県 本部委員長 高知県労働委員会委員 (労働者委員)	吾川郡 いの町	平成15年9月4日
岡林 俊司	日本労働組合総連合会 高知県連合会会長 高知県労働委員会委員 (労働者委員)	高知市	平成16年3月18日
前田 研	高知一般労働組合書記 長 高知県労働委員会委員 (労働者委員)	高知市	平成18年3月22日
中谷 達美	高知県交通労働組合執行 委員長 高知県労働委員会委員 (労働者委員)	室戸市	平成18年3月22日
岩合 武良	入交グループ本社株式 会社常任監査役 高知県労働委員会委員 (使用者委員)	高知市	平成元年2月1日

西山 昌男	高知トヨタ自動車株式 会社代表取締役社長 高知県労働委員会委員 (使用者委員)	高知市	平成10年3月19日
渡辺 泰方	高知県経営者協会専務 理事 高知県労働委員会委員 (使用者委員)	南国市	平成15年9月4日
森 由枝	有限会社森総合労務セ ンター代表取締役 高知県労働委員会委員 (使用者委員)	高知市	平成16年3月18日
安岡 範悦	四国運輸株式会社代表 取締役社長 高知県労働委員会委員 (使用者委員)	高知市	平成18年3月22日